

令和5年度 中古商品自動車の自動車税（種別割）減免申請について

1. 減免要件

- (1) 賦課期日〔令和5年4月1日〕現在、申請を行う販売業者が、自動車登録ファイルに所有者及び使用者として登録されている中古自動車で、商品として所有し、かつ、展示していること。（車検整備時等の代車として使用した場合、人や物の移動に使用した場合など、運行の用に供した場合は、減免の対象となりません。）
- (2) 古物営業法の規定により、自動車について古物営業の許可を受けていること。
- (3) 自動車税（種別割）に係る徴収金を滞納していないこと。
- (4) 令和5年度に係る自動車税（種別割）を納期限内に納付していること。
- (5) 都税に関して罰金以上の刑に処せられた方または通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた方は、減免申請期限時点で、その刑の執行が終わった（執行を受けることがなくなった）日または通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- (6) 都税に係る滞納処分を受けた方は、減免申請期限時点で、その滞納処分の日から2年を経過していること。

2. 提出書類

(1) 自動車税（種別割）減免申請書（中古商品自動車）

- ★ 申請書を一般財団法人日本自動車査定協会東京都支所（以下、「査定協会」といいます。）ホームページの申請書作成システム（WEB版）で作成し、トップページの「都税事務所への電子データ提供について」に同意をいただいた方は、電子データのご提出は不要です。（注）Excel版で作成された方は、減免申請書と併せて電子データ（ワークシートを保存したCD又はDVD）をご提出ください。

(2) 商品中古自動車証明書（査定協会が発行したもの）

- ・ 査定協会への証明書発行申請期間は、令和5年4月3日（月）から同年4月28日（金）までです。
[郵送による申請は、令和5年4月28日（金）までの消印有効]

(3) 古物商許可証の写し

(4) 令和5年度自動車税（種別割）納税通知書の写し（又は自動車税（種別割）納税通知内訳書の写し）

3. 減免申請期限

令和5年5月31日（水）

- ・ 郵便又は信書便の場合は、その消印が減免申請期限までのものに限り、郵便又は信書便以外は、提出場所に到達した日が提出日となります。（郵送等で控えの返却が必要な方は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。）

4. 減免額

自動車税（種別割）年税額の12分の3に相当する額

- ・ 4月中の抹消は1ヶ月相当額、5月中の抹消は2ヶ月相当額、6月中の抹消は3ヶ月相当額です。

5. 注意事項

- (1) 道路運送車両法第7条により新規登録（中古新規を含む。）された自動車は、中古商品自動車に該当しません。
- (2) 申請を行う販売業者が、自動車登録ファイルに所有者及び使用者として登録されている自動車が対象です。所有者と同一でない使用者が登録されている（所有権留保車を含む。）場合は対象とはなりません。
- (3) 所有するすべての自動車の自動車税（種別割）を納期限までに必ず納付してください。
 - ・ 減免申請した自動車以外の自動車（自社使用車等）を含みます。
 - ・ 納期限までに納付していない自動車が1台でもあった場合は、すべての自動車について減免が不許可となります。
 - ・ 抹消済の自動車についても、納期限までに年税額または月割税額を納付してください。
 - ・ 減免が決定した自動車については、減免額を後日還付します。
- (4) 例年、賦課期日前に変更登録（名義変更・抹消・転出等）済の自動車の申請や、登録年月日の記載誤りが複数見受けられます。十分ご確認ください。

★東京都は、現地調査等による中古商品車の確認を行っています。ご協力をお願いいたします。

6. 提出場所

東京都都税総合事務センター 自動車税課 調査班

〒176-8509 東京都練馬区豊玉北6-13-10 (問い合わせ先) TEL 03-5946-6783